

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 清潔の保持等 (第四十五条―第五十一条の二)</p> <p>第五章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第三条 この省令(第一章、第二十二條、第三十二條、第三十五條から第三十九條まで、第四章第三節、第四十六條(第五十八條第三項第五号に係る部分に限る。)、第五十八條第三項、第四項、第七項から第九項まで(同条第三項第五号及び第三十九條第一項ただし書に係る部分に限る。)、第五十六條並びに第五十七條の規定を除く。)は、事業者が次の各号のいずれかに該当する鉛業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。</p> <p>一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルを超えない作業場における四百五十度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(労働基準監督署長の許可に係る設備の特例)</p> <p>第二十三條の三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第五十二條第一項の測定の結果の評価が第五十二條の第二項の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できな</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章 (略)</p> <p>第一節～第三節 (略)</p> <p>第四節 清潔の保持等 (第四十五条―第五十一条)</p> <p>第五章～第八章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(適用の除外)</p> <p>第三条 この省令(第一章、第二十二條、第三十二條、第三十五條から第三十九條まで、第四章第三節、第四十六條(第五十八條第二項第五号に係る部分に限る。)、第五十八條第二項、第四項及び第五項(第二項第五号及び第三十九條ただし書に係る部分に限る。)、第五十六條並びに第五十七條の規定を除く。)は、事業者が次の各号のいずれかに該当する鉛業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。</p> <p>一 鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が、五十リットルを超えない作業場における四百五十度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鑄造の業務</p> <p>二～四 (略)</p> <p>(労働基準監督署長の許可に係る設備の特例)</p> <p>第二十三條の三 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第一項の許可を受けた事業者は、当該許可に係る作業場についての第五十二條第一項の測定の結果の評価が第五十二條の第二項の第一管理区分でなかったとき及び第一管理区分を維持できな</p>

いおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

四 当該許可に係る作業場については、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

6・7 (略)

(換気装置の稼動)

第三十二条 事業者は、局所排気装置（第二条に規定する局所排気装置及び前章の規定により設ける局所排気装置をいう。以下この条において同じ。）、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（第二条に規定する排気筒及び前章の規定により設ける排気筒をいう。以下この条において同じ。）を設けたときは、労働者が鉛業務に従事する間、当該装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させなければならない。

2| 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を設けた場合において、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が鉛業務に従事する間（労働者が鉛業務に従事するときを除く。）、当該装置を前項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させること等について配慮しなければならない。

3| 事業者は、前二項の局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒の稼動時においては、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼動させるために必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者の職務)

いおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に定めるもののほか、事業者は、当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

(新設)

6・7 (略)

(換気装置の稼動)

第三十二条 事業者は、局所排気装置（第二条に規定する局所排気装置及び前章の規定により設ける局所排気装置をいう。次項において同じ。）、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（第二条に規定する排気筒及び前章の規定により設ける排気筒をいう。次項において同じ。）を設けたときは、労働者が鉛業務に従事する間、当該装置を厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼動させなければならない。

(新設)

2| 事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒を稼動させるときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼動させるために必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者の職務)

第三十四条 事業者は、鉛作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 (略)
- 二 鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等又は焼結鉛等によつて著しく汚染されたことを発見したときは、速やかに、汚染を除去させること。
- 三・四 (略)
- 五 令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者が従事するときは、第四十二条第一項各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

(汚染の除去に係る周知)

第三十四条の二 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、身体が鉛等又は焼結鉛等によつて著しく汚染されたときは、速やかに汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならない。

(ホッパーの下方における作業)

第三十九条 事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉛等をホッパーに入れる作業を行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉛等がこぼれるおそれのあるときは、当該場所において、労働者を作業させてはならない。ただし、当該場所において臨時の作業に労働者を従事させる場合において、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるときは、この限りでない。

2 事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉛等をホッパーに入れる作業を行う場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉛等がこぼれるおそれのあるときであつて、当該場所において労働者以外の者が作業を行うおそれのあるときは、当該場所において労働者以外の者が作業することについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。ただし、当該場所において労働者以外の者が臨時の作業

第三十四条 事業者は、鉛作業主任者に次の事項を行なわせなければならない。

- 一 (略)
- 二 鉛業務に従事する労働者の身体が鉛等又は焼結鉛等によつて著しく汚染されたことを発見したときは、すみやかに、汚染を除去させること。
- 三・四 (略)
- 五 令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者が従事するときは、第四十二条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

(新設)

(ホッパーの下方における作業)

第三十九条 事業者は、粉状の鉛等又は焼結鉛等をホッパーに入れる作業を行なう場合において、当該ホッパーの下方の場所に粉状の鉛等又は焼結鉛等がこぼれるおそれのあるときは、当該場所において、労働者を作業させてはならない。ただし、当該場所において臨時の作業に労働者を従事させる場合において、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるときは、この限りでない。

(新設)

に従事する場合において、当該者に有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させるときは、この限りでない。

(含鉛塗料のかき落とし)

第四十条 事業者は、令別表第四第八号に掲げる鉛業務のうち含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落としの業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 かき落としした含鉛塗料は、速やかに、取り除くこと。

2| 事業者は、前項の鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該鉛業務は、湿式による必要がある旨を周知させなければならない。ただし、当該鉛業務を湿式によることが著しく困難な場合は、この限りでない。

3| 事業者は、前項の請負人に対し、かき落としした含鉛塗料は、速やかに取り除く必要がある旨を周知させなければならない。

(鉛化合物のかき出し)

第四十一条 事業者は、鉛化合物の焼成炉からのかき出しの鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 鉛化合物を受けるためのホツパー又は容器は、焼成炉のかき出し口に接近させること。

二 (略)

2| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項各号の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならない。

(鉛装置の内部における業務)

第四十二条 事業者は、令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業開始前に、当該鉛装置とそれ以外の装置で稼働させるも

(含鉛塗料のかき落とし)

第四十条 事業者は、令別表第四第八号に掲げる鉛業務のうち含鉛塗料を塗布した物の含鉛塗料のかき落としの業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 かき落としした含鉛塗料は、すみやかに、取り除くこと。

(新設)

(新設)

(鉛化合物のかき出し)

第四十一条 事業者は、鉛化合物の焼成炉からのかき出しの鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 鉛化合物を受けるためのホツパー又は容器は、焼成炉のかき出し口に接近させること。

二 (略)

(新設)

(鉛装置の内部における業務)

第四十二条 事業者は、令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

一 作業開始前に、当該鉛装置とそれ以外の装置で稼働させるも

のとの接続箇所を確実に遮断すること。

二・三 (略)

四 作業終了後、速やかに、当該労働者に洗身をさせること。

2| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項第一号から第三号までの措置を講ずる必要がある旨並びに作業終了後、速やかに洗身する必要がある旨を周知させなければならない。

(休憩室)

第四十五条 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、鉛業務を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2 事業者は、前項の休憩室については、次の措置を講じなければならない。

一 入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した鉛等又は焼結鉍等を除去するための設備を設けること。

二 (略)

三 床は、真空掃除機を用いて、又は水洗によつて容易に掃除できる構造のものとする。

3 鉛業務に従事した者は、第一項の休憩室に入る前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉍等を除去しなければならない。

(作業衣等の保管設備)

第四十六条 事業者は、第五十八条第一項、第三項若しくは第五項又は第五十九条第一項の規定により労働者に使用させ、又は着用させる呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させなければならない。

2| 事業者は、第五十八条第二項、第四項若しくは第六項又は第五十九条第二項の請負人に対し、当該請負人が使用し、又は着用す

のとの接続箇所を確実に遮断すること。

二・三 (略)

四 作業終了後、すみやかに、当該労働者に洗身をさせること。

(新設)

(休憩室)

第四十五条 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、鉛業務を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2 事業者は、前項の休憩室については、次の措置を講じなければならない。

一 入口には、水を流し、又は十分湿らせたマットを置く等労働者の足部に付着した鉛等又は焼結鉍等を除去するための設備を設けること。

二 (略)

三 床は、真空そうじ機を用いて、又は水洗によつて容易にそうじできる構造のものとする。

3 労働者は、鉛業務に従事した場合は、第一項の休憩室にはいる前に、作業衣等に付着した鉛等又は焼結鉍等を除去しなければならない。

(作業衣等の保管設備)

第四十六条 事業者は、第五十八条又は第五十九条の規定により労働者に使用させ、又は着用させる呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管するための設備を設け、当該労働者にこれを使用させなければならない。

(新設)

る呼吸用保護具、労働衛生保護衣類又は作業衣をこれら以外の衣服等から隔離して保管する旨を周知させるとともに、当該請負人に対し前項の設備を使用させる等適切に保管が行われるような必要な配慮をしなければならない。

(洗身設備)

第四十七条 (略)

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要に応じ、洗身する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し同項の設備を使用させる等適切に洗身が行われるような必要な配慮をしなければならない。

(手洗い用溶液等)

第四十九条 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、爪ブラシ、石けん及びうがい液(以下この条において「手洗い用溶液等」という。)を作業場ごとに備え、作業終了後及び必要に応じ、当該労働者にこれらを使用させなければならない。

2 労働者は、鉛業務に従事したときは、作業終了後及び必要に応じ、手洗い用溶液等を使用しなければならない。

3 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業終了後及び必要に応じ、手洗い用溶液等を使用する必要がある旨を周知させるとともに、当該請負人に対し手洗い用溶液等を使用させる等適切に手洗い用溶液等の使用が行われるような必要な配慮をしなければならない。

(作業衣等の汚染の除去)

第五十条 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、洗濯のための設備を設ける等作業衣等の鉛等又は焼結鉱等による汚染を除去するための措置を講じなければならない。

(洗身設備)

第四十七条 (略)

(新設)

(手洗い用溶液等)

第四十九条 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、つめブラシ、石けん及びうがい液を作業場ごとに備え、作業終了後及び必要に応じ、当該労働者にこれらを使用させなければならない。

2 労働者は、鉛業務に従事したときは、作業終了後及び必要に応じ、前項の硝酸水溶液その他の手洗い用溶液、つめブラシ、石けん及びうがい液を使用しなければならない。

(新設)

(作業衣等の汚染の除去)

第五十条 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、洗たくのための設備を設ける等作業衣等の鉛等又は焼結鉱等による汚染を除去するための措置を講じなければならない。

2 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣等の鉛等又は焼結鉛等による汚染を除去する必要がある旨を周知させなければならない。

(喫煙等の禁止)

第五十一条 事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場所の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 前項の作業場所において作業に従事する者は、当該作業場所で喫煙し、又は飲食してはならない。

(掲示)

第五十一条の二 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、次の事項を見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 一 鉛業務を行う作業場である旨
- 二 鉛により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状
- 三 鉛等の取扱い上の注意事項
- 四 次に掲げる場所にあつては、有効な保護具等を使用しなければならぬ旨及び使用すべき保護具等
 - イ 第二十三条の三第一項の許可に係る作業場であつて、次条第一項の測定の結果の評価が第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場
 - ロ 第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所
 - ハ 令別表第四第九号に掲げる鉛業務を行う作業場
 - ニ 第五十八条第三項各号に掲げる業務を行う作業場
 - ホ 第五十八条第五項各号に掲げる業務を行う作業場（有効な局所排気装置、プッシュプル型排気装置、全体換気装置又は

(新設)

(喫煙等の禁止)

第五十一条 事業者は、鉛業務を行なう屋内の作業場所で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場所の労働者が見やすい箇所に表示しなければならない。

2 労働者は、前項の作業場所で喫煙し、又は飲食してはならない。

(新設)

排気筒（鉛等若しくは焼結鉍等の溶融の業務を行う作業場所に設ける排気筒に限る。）を設け、これらを稼働させている作業場を除く。）

第五十九条第一項の業務を行う作業場

第五章 測定

（評価の結果に基づく措置）

第五十二条の三（略）

2（略）

3 事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一〇三（略）

4 事業者は、第一項の場所において作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（診断）

第五十六条 事業者は、労働者を鉛業務に従事させている期間又は鉛業務に従事させなくなつてから四週間以内に、腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺若しくは知覚異常、蒼白、関節痛若しくは筋肉痛が認められ、又はこれらの病状を訴える労働者に、速やかに、医師による診断を受けさせなければならない。

2 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、鉛業務に従事する期間又は鉛業務に従事しなくなつてから四週間以内に、前項の病状があるときは、速やかに医師による診断を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

第五章 測定

（評価の結果に基づく措置）

第五十二条の三（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知しなければならない。

一〇三（略）

（新設）

第五十六条 事業者は、労働者を鉛業務に従事させている期間又は鉛業務に従事させなくなつてから四週間以内に、腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺若しくは知覚異常、蒼白、関節痛若しくは筋肉痛が認められ、又はこれらの病状を訴える労働者に、すみやかに、医師による診断を受けさせなければならない。

（新設）

らない。

(鉛中毒にかかっている者等の就業禁止)

第五十七条 事業者は、鉛中毒にかかっている労働者及び第五十三条第一項又は第三項の健康診断又は前条第一項の診断の結果、鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた労働者を、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事させてはならない。

2| 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、鉛中毒にかかっているととき又は鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めたとときは、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事してはならない旨を周知させなければならない。

(呼吸用保護具等)

第五十八条 (略)

2| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3| 事業者は、第一項の業務以外の業務で、次の各号のいずれかに該当するものに労働者に従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

一 第一条第五号イ、ロ若しくはへに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務

二 六 (略)

4| 事業者は、第一項の業務以外の業務で、前項各号のいずれかに該当するものの一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

5| 事業者は、第一項及び第三項に規定する業務以外の業務で、次の各号のいずれかに該当するものに労働者に従事させるときは、

(鉛中毒にかかっている者等の就業禁止)

第五十七条 事業者は、鉛中毒にかかっている労働者及び第五十三条第一項又は第三項の健康診断又は前条の診断の結果、鉛業務に従事することが健康の保持のために適当でないと医師が認めた労働者を、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事させてはならない。

(新設)

(呼吸用保護具等)

第五十八条 (略)

(新設)

2| 事業者は、前項の業務以外の業務で、次の各号のいずれかに該当するものに労働者に従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。

一 第一条第五号イ、ロ若しくはへに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行なう作業場所における清掃の業務

二 六 (略)

(新設)

3| 事業者は、前二項に規定する業務以外の業務で、次の各号のいずれかに該当するものに労働者に従事させるときは、当該労働者

当該労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。ただし、当該業務を行う作業場所に有効な局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（鉛等若しくは焼結鉍等の溶融の業務を行う作業場所に設ける排気筒に限る。）を設け、これらを稼働させるときは、この限りでない。

一〇三三（略）

6| 事業者は、第一項及び第三項に規定する業務以外の業務で、前項各号のいずれかに該当するものの一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合、この限りでない。

7| 第一項、第三項若しくは第五項の規定又は第三十九条第一項ただし書の規定により労働者にホースマスクを使用させるときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置かなければならない。

8| 事業者は、第二項、第四項若しくは第六項の請負人又は第三十九条第二項ただし書の労働者以外の者がホースマスクを使用するときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置く必要がある旨を周知させなければならない。

9| 第一項、第三項若しくは第五項に規定する業務又は第三十九条第一項ただし書の作業に従事する労働者は、当該業務又は作業に従事する間、第一項、第三項若しくは第五項又は第三十九条第一項ただし書に規定する呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用しなければならない。

（作業衣）

第五十九条（略）

2| 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣又は労働衛生保護衣類を着用する必要がある旨を周知させなければならない。

3| 第一項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、作

に有効な呼吸用保護具を使用させなければならない。ただし、当該業務を行う作業場所に有効な局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（鉛等若しくは焼結鉍等の溶融の業務を行う作業場所に設ける排気筒に限る。）を設け、これらを稼働させるときは、この限りでない。

一〇三三（略）

（新設）

4| 前三項の規定又は第三十九条ただし書の規定により労働者にホースマスクを使用させるときは、当該ホースマスクの空気の取入口を有害な空気がない場所に置かなければならない。

（新設）

5| 第一項から第三項までに規定する業務又は第三十九条ただし書の作業に従事する労働者は、当該業務又は作業に従事する間、第一項から第三項まで又は第三十九条ただし書に規定する呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用しなければならない。

（作業衣）

第五十九条（略）

（新設）

2| 前項の業務に従事する労働者は、当該業務に従事する間、作業

業衣又は労働衛生保護衣類を着用しなければならない。

衣又は労働衛生保護衣類を着用しなければならない。